

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号
違法行為差止請求事件

原 告 和田廣治 外

被 告 金井 豊 外

第30準備書面

（被告準備書面（10）第1項への反論 その1）

令和5年5月22日

富山地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 岩淵正明



外

原告ら第24準備書面第1項に対する被告準備書面（10）での主張に対して、
以下の通り反論する。

1. 原告ら第24準備書面（以下 省略）第1の1ないし4について

（1）被告の主張への反論 その1

被告は、原告らの挙げる最高裁判決や東京高裁判決は、平成25年に新規制基準が制定される以前の事例に関するものであるとする。

① しかし、これらの判決の判断は、福島原発事故後に策定された新規制基準についても、同様にあてはまる。新規制基準の欠陥も、科学者の割り切りによるものであることに由来することは同じだからである。この原告の主張（原告第24準備書面5頁）に対しては、被告は何ら反論していない。

② ここで科学者の割り切りについて第21準備書面第1の主張を以下の通り敷衍する。

被告は、原発が安全かどうかという判断については原子力規制委員会が判断できるという考え方方に立っているが、この考え方そのものが誤りである。

従来は、科学とは確実なものであって、常に正解を導き出せるものであるという科学観が支配してきたが、近時は、科学の問題であっても、科学的に明確な答えが得られないことも数多くあるとの科学観に基づき、このような問題の領域では科学者ごとに回答が異なることもあり、これを科学の不定性とする考え方が確立している。

科学法則が成立し、予測が可能となるためには、前提となる条件がすべて十分な精度で満たされている必要があり、かつ、実験により確認されることが必要であるが、現実に社会の中で現れる科学的問題には、この条件が満たされないことが多い。

このような場合、工学的判断において科学の割り切りがなされる。これまで工学的判断においては、低い確率の事故や故障はしばしば無視しうるものとみなされてきたが、その判断の基準は、専門家としての相場感覚のようなものであり、結局、原発の安全性評価に関する割り切りは、工学者ら独自の相場感覚でなされてきたのである。

このような工学的判断は、福島原発事故後も依然として続いている。

原子力規制委員会が平成28年6月29日に策定した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（同年8月24日改訂）の§1の1－2－1には、「原発に求められる安全性の具体的水準について、「原規委が時々の最新の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るほかなく、法は、原子力規制委員会に対してこの選択も委ねたものである」とされている。

しかし、原子力規制委員会は、あくまでも科学者の集団であり、人文・社会科学的領域の専門家は存在しない。「専門技術的裁量」という用語も、

自然科学的領域に関する裁量であり、人文・社会科学的領域については専門技術的裁量は認められない。

にもかかわらず、原子力規制委員会は、「専門技術的裁量により選び取る」と表記して、原子力規制委員会が原発の安全性を決められるとしているのであり、これこそが「科学者の割り切り」の明白な証左である。

③ 前記の科学の不定性が、最も顕著に表れるのが地震学と火山学である。

尚、火山学については、後記6頁の福岡高裁宮崎支決等7件の裁判において原子力規制委員会の火山ガイドが不合理であると判示したことを指摘するにとどめ、ここでは地震学についてみる。

地震学の最新の科学的知見は、地震予知（地震の発生時期、発生場所、その規模、その強度を事前に精度よく予測すること）は不可能としている。

現に、1995年の阪神淡路大震災、2011年の東日本大震災をはじめ、地震予知に成功した事例は1件もない。こうした地震の解析がすすむにつれ、地震学は「地震の予知は現在の地震学のレベルでは不可能」と結論するに至ったのである。

この知見に基づき、2017年9月、政府の「中央防災会議・防災対策実行会議」の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討WG」はその報告書の中で「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく」と述べ、地震予知は不可能と報告し、中央防災会議もこれを了承、「南海トラフ地震予知は不可能」としている。

ところが、原子力規制委員会の地震に対する考え方は、最大地震の予知は可能とする福島原発事故前の耐震指針をそのまま踏襲して、最新の地震学の知見を取り入れず、非科学的な考え方をしている。

従って、新規制基準は、各原発敷地ごとの将来にわたる地震動の最大値が正確に予知予測できることを前提に成り立っている点において、原子炉の安全性に本質的にかかわるような不合理・欠陥があるのである。

④ よって、被告の反論には理由がない。

(2) 被告の主張への反論 その2

被告は、原告の挙げる裁判例はいずれも事後的な損害賠償請求訴訟に係るもので、本件は事前の差し止めを求めるものであって、「法令もしくは定款に違反する行為」の有無を争点とするものであるから、原告らの主張は失当とする。

しかし、損害賠償請求訴訟であろうと事前の差し止め訴訟であろうと、争点となっているのは新規制基準に適合すれば原発が安全であるとした判断に善管注意義務違反あるいは違法があったか否かなのである。その意味では、争点は同一なのであるから、訴訟形態の違いを理由に、これらの裁判例の判断を無視する被告の反論には理由がない。

(3) 被告の主張への反論 その3

更に被告は、原子力発電所に対する運転差止め等を求める訴訟・仮処分の判決・決定においては、いずれも、新規制基準及び同適合性確認審査が不合理であるとする原告・債権者らの主張を斥けているとする。

① しかし、福島原発事故以降、新規制基準が不合理とする裁判も下記のとおり多数出されている。

i 2014(H26).5.21 大飯原発（福井地裁、民事訴訟）

争点：地震動 超過地震の存在があるため基準地震動は信頼に値しない。

ii 2015(H27).4.14 大飯・高浜原発（福井地裁、民事仮処分）

争点：地震動 新規制基準に求められるべき合理性とは、深刻な災害を引き起こす恐れが万が一にもない厳格な内容であることが必要であるが、新規制基準は緩やかに過ぎ、合理性を欠く。

基準地震動を超える地震が到来しないというのは根拠に乏しい楽観的見通しで、基準地震動に

- 満たない地震でも冷却機能喪失の危険がある。
- iii 2016(H28).3.9
争点：地震動 高浜原発（大津地裁、民事仮処分）
福島第1原発事故の原因究明は、今なお道半ば。
事故を防ぐには原因究明が不可欠で、この点に意を払わない姿勢が原子力規制委員会にあるならば、非常に不安を覚えるといわざるを得ない。規制委の許可がただちに社会の安心の基礎となるとは考えられない。
- 災害が起こる度に「想定を超える」災害であったと繰り返されてきた過ちを指摘し、見落としの可能性を考え、過酷事故が生じたとしても、致命的な状態に陥らないよう基準を策定すべきでありこれが不備であるとした。
- iv 2016(H28).7.12
争点：地震動 高浜原発（大津地裁、民事仮処分異議）
iiiの判断に加え、対策の見落としにより過酷事故が生じる可能性を前提として、致命的な状態を避け得るだけの対策を講ずることが必要であるが、本件での事業者の主張では、新規制基準がこのような対策として十分であるといえるものではないとした。
- v 2017(H29).12.13
争点：火山 伊方原発（広島高裁、仮処分・即時抗告）
規制基準の火山ガイドを不合理とした。
- vi 2020(R2).1.17
争点：火山 伊方原発（広島高裁、仮処分・即時抗告）
規制基準の火山ガイドを不合理とした。
ごく近傍の活断層調査が不十分として、事業者の主張に疑問を呈する専門家の意見を重視した。
- vii 2020(R2).12.4 大飯原発（大阪地裁、行政訴訟）

	争点：地震動	原子力規制委員会が自ら定めた「規制基準の平均像からのばらつき」を十分に考慮していない点を看過し難い過誤・欠落とした。
viii 2021(R3).3.18		東海第二原発（水戸地裁、民事訴訟）
	争点：避難	深層防護の考え方により、規制基準の対象外である「避難計画の不備」による深層防護の不徹底を指摘した。
ix 2022(R4).5.31		泊原発（札幌地裁、民事訴訟）
	争点：活断層	原子力規制委員会の適合性審査前に差止を認め。避難計画については東海第二（前記viii）と同様の判断をしている。

② その他に、住民側の請求を棄却した裁判においても、新規制基準の問題を指摘したものとしては以下の裁判がある。

i 福岡高裁宮崎支決 16.4.6 (川内原発仮処分即時抗告、判例時報 2290 号 90 頁)

「現在の科学的技術的知見をもってしても、原子力発電所の運用期間中に検討対象火山が噴火する可能性やその時期及び規模を的確に予測することは困難であるといわざるを得ないから、立地評価に関する火山ガイドの定めは、少なくとも地球物理学的ないし地球化学的調査等によって検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点において的確に予測できることを前提としている点において、その内容が不合理であるといわざるを得ない」「現在の科学技術水準の下においては、少なくとも過去の最大規模の噴火により設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達したと考えられる火山が当該発電用原子炉施設の地理的領域に存在する場合には、原則として立地不適とすべき」

尚、火山に関しては、火山について判断している 15 件の裁判のうち約半数の 7 件で原子力規制委員会の火山ガイドが不合理と判断されて

いる。

ii 広島高裁 21.3.18 伊方 3 号仮処分異議

「大規模自然災害の発生時期や規模について現在の科学的知見では具体的に予測できない。専門的立場から様々な見解が述べられているが、科学的には、直ちにいずれの見解が正しいともいえない。」

③ よって、被告の反論には理由がない。

2. 同書面 1 の 5 について

(1) 被告の主張への反論 その 4

被告は、原告らが「改正前には『原子炉施設が、災害の防止上支障がないこと』という客観的安全性が求められていたが（略）改正後は、規制当局が定めた『基準に適合すること』のみが問われることになった」と主張したことに対し、改正後の原子炉等規制法においては、安全性の基準が、それまでの原子力安全委員会の内規としての指針に代わり、法的拘束力を有する法規命令である原子力規制委員会規則によって定められることになった点において、改善がもたらされたと主張する。

① しかし、原告の主張は、新規制基準が原発の安全性を担保する「安全基準」でないことを指摘したのであって、法的拘束力を有することになったか否かを問題としているわけではない。法的拘束力を有したとしても、新規制基準は「安全基準」ではないと主張しているのであるから、被告の主張は反論となっていない。

尚、被告も上記反論において、新規制基準をもって「安全基準」とは言わず「安全性の基準」と表記しているが、原告は、被告の言う「安全性の基準」が「安全基準」であるか否かを問題としているのである。

すなわち原告は、新規制基準の下で審査されている原発は、基準に適合しているかどうかが審査されているのであり、安全かどうかが審査されているのではないと主張しているのであるから、被告の反論は的外れである。

② 改めて主張するが、この点については、審査に合格しているからといって「安全だとは申し上げません」と原子力規制委員会元委員長・田中俊一が再三再四言明している通りである（2014年7月16日 記者会見速記録4頁）。

③ この記者会見の前にも、原子力規制委員会2013年4月3日平成25年度第1回会合の議事録によると田中委員長（当時）らは以下の通り述べている。（甲147号証32～33頁）

「田中委員長

…「安全基準」というと、基準さえ満たせば安全であるという誤解を呼ぶことがあって、私も先にプレス会見で御指摘をいただきて、傾聴に値しますということで、先週「規制基準」がいいという話をさせていただきました。

大島委員

…こういった安全目標とか性能目標というのは、場合によっては、絶えず見直しをしていく必要もあるわけで、そういう意味で、継続的な改善ということにもなるし、今、基準を決めれば、それが安全を確保することではなくて、言わばミニマムの基準であって、安全確保に第一義的な責任を有する事業者において、絶えず改善のための努力が必要であり、規制当局側としても、そういう考え方で取り組んでいくものであるという認識を踏まえて、これから検討していく必要も多いにあるんだろうと思います。」

すなわち原子力規制委員会では、規制基準は安全基準ではなく、基準に適合しても安全性が保障されることは明言しているのである。

④ よって、被告の反論には理由がない。

（2）被告の主張への反論 その5

被告は、「ゼロリスクにならない」「不確かさの問題ということもあります」「ヒューマンファクター・ゼロというわけにはいかない」との原告指摘の田

中委員長発言は、一般論であるとか、新規制基準に問題があると述べたものではないとしたり、田中委員長も最善を尽くしてリスクを下げるためのいろいろな基準を作つて審査してきたと明言している、と主張する。

① しかし、リスクを下げるために最善を尽くすとは当然のことを述べたものであつて、原告の主張は、最善を尽くしたからと言って安全であるとは言えないと主張しているのであるから、被告の反論は的外れである。

② また被告は、新規制基準に問題があることを述べたものではないと主張するが、ここでの問題は、新規制基準が安全を担保しているかどうかなのであり、原告らの主張は、新規制基準に適合しただけでは安全は担保されていないとするものである。

現に、被告提出の乙15（実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について）の292頁においても、調査や対策を尽くしたとしても、必ず残余のリスクが残るとして、リスクの存在を認めているのである。

③ しかも問題なのは、原子力規制委員会は、不都合な場合には審査基準を変更してきたことである。

ア 例えば、新規制基準は、経験式が過去の地震データの平均式であるから、これを原発の基準地震動の策定に用いることが危険であることを前提に、地震ガイドのIの3.2.3(2)において「地震モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する（「第1文」という）としていた。

その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、「経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある（「第2文」という）。」と定めたのである。

ところが、前記の通り大阪地裁は、2020（令和2）年12月4日、事業者が、入倉・三宅式によって計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける震源モーメントにしていたことに対し、実際に発

生する地震の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性（引用者注　いわゆるばらつき）を考慮して地震モーメントを設定する必要があるか否かということ 자체を検討しておらず、原子力規制委員会もバラツキ条項に適合するか否かの審査をしていないとして、大飯原子力発電所3号機、4号機の設置変更許可を取り消した（判例タイムズ1480号153頁）。

ところがこの判決の後、原子力規制委員会はバラツキ条項を遵守するのではなく、バラツキ条項第2文を削除するに至った。そのため、地震規模を判断するに際して平均値とされる数値をそのまま用いても地震ガイドの明文に反するとは言えなくなった。

すなわち、バラツキ条項という合理的な条項が削除された地震ガイドは、地震規模の過小評価に起因する地震動の過小算定によって、規制基準としての合理性を失うことになったのである。

イ　また、福岡高裁宮崎支部が、川内原発の運転差止仮処分に係る2016（平成28）年4月6日抗告審決定（6頁②iの決定）理由中において、川内原発の設置位置が火山ガイドに反するもので立地不適であると認定し、その後、広島高裁も2017（平成29）年12月13日に伊方原発の立地が火山ガイドの規定に反すると認定し、伊方原発の運転差止の仮処分を容認するに至った。

ところが、これらの決定後、原子力規制委員会は、裁判所の判断を無視するかのように、火山ガイドの該当規定を削除するに至った。

ウ　不都合があれば当該規定を削除するとの原子力規制委員会のこのような対応からすれば、規制基準の合理性そのものへの疑問がより一層明らかになったのである。

④ よって、被告の反論には理由がない。

（3）被告の主張への反論　その6

被告は、原子力発電所の運転差し止め命令申立に係る裁判例において、原

告主張の絶対的な安全性又はこれに準じるような安全性を求めることが社会通念となつているとまでは言うことはできないと主張する。

① しかし、問題は、被告主張の「相対的安全性」を仮に前提としても、どこまで厳しい安全性が求められるかであるが、福島原発事故を踏まえて、より高い安全性を求める社会通念の変化を背景として、法律が日本の原発に求める安全性のレベルは変わったのである。

現に、原子力基本法は、福島原発事故後、第2条（基本方針）において、原子力の研究、開発及び利用は「安全の確保を旨として」行う旨が定められていたが、同条に第2項が新たに設けられ、「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」と定められた。

また、原子炉等規制法の第1条（目的）も改められ、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害」の例示として「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されること」と定められたほか、「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う」ことが付記され、更に、規制の目的として、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」が明記された。

さらに、新規立法である原子力規制委員会設置法は、第1条（目的）において、原子力規制委員会の職務を「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定」することであると定めた。

これらの法改正や法制定の趣旨に鑑みれば、福島原発事故後の我が国の法律は、原発の安全規制については、国民の生命、健康及び財産の保護、

環境の保全等を目的として最善かつ最大の努力に基づく万全の体制がとられるべきであり、その基準は、「福島原発事故のような深刻な災害を二度と起こさない」という点にあるとされていると解されるのである。

② そもそも、原発技術には他の科学技術とは質的に異なる危険性がある。すなわち、原発技術の特性として、放出されるエネルギーが極めて膨大で、直ちにその発生を停止することができないことから、原発事故の場合には、即座に制御棒を挿入して運転を停止したとしても、その後も崩壊熱を発生し続け、冷却水を循環させるなどして冷却を継続できなければ、「冷やす」機能が喪失して燃料棒が溶解し、炉心溶融（メルトダウン）などに至る危険性を内包する。

このように、原発事故は、複数の対策を綱渡りのように成功させなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して破滅的な事故につながりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる特性がある。

又、原発事故による被害の特殊性としては、①甚大性（生命や身体に対して深刻な影響を与えること）、②広範囲性（地球規模で放射能汚染が拡散すること）、③コミュニティそのものを破壊すること、④長期継続性（数万年単位で汚染すること）、⑤不可逆性（遺伝子を傷つけ、元に戻らないこと）等という、他の科学技術の利用に伴う被害とは質的に異なる特徴があることから、かかる原発による被害の特殊性についても十分に考慮されなければならない。

③ 従って、原発に求められる安全性は、福島原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという意味での絶対的安全性、あるいは、絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性（=深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全性）と解すべきなのである。このように解さないと、「福島第一原発事故のような過酷事故については絶対に起こさない」という法改正の趣旨が全く骨抜きになるからである。

よって、原発の危険性と福島原発事故の惨禍に鑑みれば、原発の危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考える余地は全くない。

④ そもそも、被告が援用する社会通念という言葉は、一義的でなく、判断する者の恣意的な判断を可能とするものである。

また、「社会がどの程度の危険までを容認するか」などという判断は社会性に関わるものであり、科学的、専門技術的知見に基づく原子力規制委員会の判断とは質的に異なるものである。

従って、科学者の集団である原子力規制委員会には、社会通念を判断する能力はない。

社会通念を踏まえて判断する相対的安全性の考え方は、原発という、ひとたび事故が起これば、甚大性、広範囲性、長期間性、不可逆性を有し、コミュニティそのものの破壊も伴う損害が発生する施設の安全性を判断するにあたっては、極めて不適切であるというべきである。

また、原子力規制委員会にその前提となる社会通念を判断する専門性を有しない以上、その判断に専門技術的裁量を認めるべき根拠もない。

⑤ 更に、社会は新規制基準の下での再稼働を許容していない。

各種世論調査でも、再稼働反対が賛成を大きく上回っていることが報道され、原発の安全性、使用済燃料の処理等の問題が放置され、避難計画の実効性が確保されていない状況の下、又、地震列島（大地震や巨大津波の危険が高い）における原発の存続自体に否定的である。

このことは、現状の新規制基準の下で、社会が、原発の危険性を容認する状況からはほど遠い状況を示している。

⑥ よって、被告の反論には理由がない。

(4) 被告の主張への反論 その7

被告は、原告らは「自治体任せの防災避難計画」と述べるところ、政府全体として原子力災害対策に取り組むとしているのであって、「自治体任せ」とする原告らの主張は事実に反するとも主張する。

しかし、原子力災害において中核的責務を負うのが自治体であり、被告ではないことを指して原告は「自治体任せ」と主張したのであり、仮に被告主張のように「政府全体」で取り組むことになっていたとしても（但し、その中核は自治体であることには変わりがない）、事業者である被告が防災の中核でない以上、被告の主張は反論となっていないことは明らかである。

（5）被告の主張への反論 その8

被告は、原告らはそもそも本件原子力発電所において重大事故が発生する具体的な機序を主張立証していないのであるから、避難計画に関する主張は本件の争点たり得ないとも主張する。

- ① しかし、原告らが第17準備書面で詳述した通り、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれか一つでも欠如したり不十分であったりする場合には、平成24年改正後の原子力関連法令等の下では、原発被害の甚大性・不可逆性・広範囲性に照らし、社会として受忍できない危険なのである。
- ② 又、前掲・水戸地判2021（令和3）年3月18日も、「差止請求に係る具体的危険とは、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し、又は不十分なことをいう。本件訴訟の争点のうち、第1から第4の防護レベルに係る事項については、その安全性に欠けるところがあるとは認められない。」とした上で、「我が国においても、発電用原子炉施設の安全性は、深層防護の第1から第5の防護レベルをそれぞれ確保することにより図るものとされているといえることから、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということはできず、周辺住民の生命・身体が害される具体的危険があるといるべきである」（水戸地判・256頁～257頁）と判示している。
- ③ 被告の主張で指摘する「重大事故の発生する具体的な機序」は、深層防護の第1から第4の防護レベルを指すと考えられるが、水戸地裁判決は

第1から第4の防護レベルに係る事故にも安全性に欠ける点がないとした上で第5レベルの欠陥を認めたのであるから、被告主張のように第4レベルまでの防護レベルの欠陥を主張立証する必要はなく、第5レベルの判断が求められているのである。

④ よって、被告の反論には理由がない。

3. 同書面第1の5（3）について

（1）被告の主張に対する反論 その9

被告は、田中委員長は、一般論として「それ以外の所まで細かく見ていくと、いろいろな判断が出てくると思います。」と述べたに過ぎず、原子力発電所の設備の改良は進んでいる旨述べているのであって、新規制基準に問題があると述べたものではない、と主張する。

しかし、この点の反論は前記2.（2）で述べた通りであるので再論しない。

（2）被告の主張に対する反論 その10

更に被告は、原告らは、「ヨーロッパではコア・キャッチャーや二重構造の格納容器の設置義務が課されている」と主張するところ、これらの事項は新設炉における自主規格であって、新規制基準におけるバックフィット規程のように既設炉への適用が義務付けられたものではない、と主張する。

① しかし、原告らの主張は、コア・キャッチャーに限定しているわけではなく、世界水準は、日本と比較してより高い安全性を追求しているとするものである。

すなわち、国際的には、シビアアクシデント対策として、防御策が複雑であるよりは単純であること、動力を必要としないこと、人力を必要としないことが、防御策の確実性を増すとして、パッシブ性が要求されている。

パッシブ性を求めるることは、安全設備の働きをより確実にするものであり、緊急かつ的確な判断を要求される重大事故時に、安全設備は確実に働くことが強く求められるのであるから、パッシブな機器を導入するこ

とは世界の趨勢であり、現に以下の通り国際的な基準の中にも種々の規制が見られる。

すなわち、IAEAの国際原子力安全諮問グループのINSAGや、欧洲電力事業者要求仕様のEURや、原発を保有する欧洲連合（EU）諸国及びスイスの原子力規制機関の長で構成するネットワーク組織であるWENRAにおいては、いずれもパッシブな対策を求めている。

そのパッシブ対策の具体例として、メルト・スルーが発生し、格納容器内に落下した溶融物で格納容器内の温度が一定の温度以上になった場合、流出口が格納容器下部方向になっているL字型の管の先に取り付けられたプラグが溶けて、落差によって管から水が格納容器に自動的に流れ、溶融物を冷却する設備のパッシブ・フラダーや、溶融物の落下が継続することによって、次第に格納容器DWの圧力が高くなった場合、格納容器が破損しないようにするために、格納容器に取り付けた配管の弁を開にしておいて、一定の圧力になった時に自動的に破裂するようになっているラプチャーディスク（福島原発事故では、その配管に取り付けた弁を人力で開けようとしたが思うように開かなかった。）や、溶融核燃料の超高温に耐え、落下した溶融物を広い放熱面積で熱を発散させて冷却する設備であるコア・キャッチャーや、格納容器の圧力が高くなると、格納容器内の蒸気が熱交換器に流れ込み、流れ込んだ蒸気は、格納容器外のプール水との熱交換によって凝縮して水になり、格納容器の底に戻し、格納容器内の圧力の上昇を抑えるパッシブなシステムであるPCCSなどが、欧米では、標準的に要求されている。

- ② 被告はこれらを「自主規格」であるとして、国際的な規制の内容を検討することなく、これを無視する主張をしている。

しかし、福島原発事故の反省の下に立ち上げられた発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第1回会合において、IAEA、WENRA、SAP、YVL、NRC、ASME及びANS、EUR等の海外

の規制が検討されている。

被告の主張は、福島原発事故の反省の下に世界の基準を参照して安全基準の再検討をした事実を無視するものである。

結局、被告は、日本の規制は「世界最高水準」と主張しながらも、世界最高水準に何が当たるかを不当に狭く解することによって、安易に「基準が合理的である」としているのである。

③ よって、被告の反論には理由がない。

(3) 被告の主張に対する反論 その1 1

被告は、田中委員長の「コア・キャッチャーというのは、規制の中で要求をして大体そういう対応をしていただいているということでございます。」とか、「航空機対策に対して二重格納容器と同等の性能を備えていることを確認したところあります。」との発言を引用している。

① しかし、これは2013（平成25）年4月の説明で、新しい規制基準が未策定の段階での説明であり、望む方向を示したに過ぎず、実際にそうなっているかとは別の問題であり、現に志賀原発にはコア・キャッチャーの設置はなく、その要求もない。

② 更に、被告が提出した乙160号証の会議録には続きがあり、その中で川内原発に関して質問した笠井委員との間で「世界最高水準」の評価について次のような問答がなされている。（甲148号証22頁）

笠井委員 そもそも、同じ確率でも、欧州基準では格納容器の二重構造を求めているのに、日本の基準にはないのに、なぜこれでも審査結果は妥当だ、世界最高水準だと言えるのか。

田中委員長 先ほど来申し上げておりますけれども、すべての点について一点の曇りもなく世界最高だということは申し上げおりません。世界最高水準のレベルにありますということです。

航空機落下についても、今できることはやはり、格納容器

を二重にするということはこれは不可能ではありますので、航空機落下の確率はともかく、大変低いものでございますけれども、それを認めているわけではなくて、その落下があった場合でも原子炉をきちんと安全に停止できるような対策を求めていたというところでございます。

ここでは、田中委員長はすべての点で世界最高とは言えないことを認めており、表現も「世界最高水準」ではなく「世界最高水準」の「レベル」に変えている。

③ 尚、田中委員長の発言にある航空機墜落について対策を求めていたとの点について付言するに、確かに新規制基準では航空機墜落確率の評価手順を定めているものの、現実にはその手順によって計算された確率の値が1000万分の1未満であれば、原子力施設側に航空機墜落による防護について、設計上（外壁を厚くするなど）考慮する必要はないとしているにすぎないのである。

従って、日本にある原発や核燃料関連施設のなかで、航空機の墜落に対する防護設計がされているのは、施設の近くに三沢米軍基地と射爆撃訓練場があるための特別措置としての青森県六ヶ所村にあるウラン濃縮工場と再処理工場（海外返還ガラス固化体貯蔵施設をふくむ）のみである。

志賀原発を含む全原発では、航空機墜落に対する防護設計などされていない。

④ よって、被告の反論には理由がない。

以上